

## 令和3年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和3年(2021年)10月1日(金)  
質問者 北海道結志会 赤根 広介 委員  
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一  
高齢者支援局長 吉田 充  
子ども未来推進局長 竹澤 孝夫  
高齢者保健福祉課介護運営担当課長 杉本 曜子  
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

### ○赤根広介委員

ケアラーについてお伺いをいたします。はじめに実態調査の結果と、それに関わる対策についてであります。先ほどの議論で、高齢者、そして障がい者をケアしている方については承知をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

相談支援機関が「道や市町村に求める取組内容について」では、「相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保」などが6割を超えています。こうした調査結果を踏まえ、どのような課題認識を持ち、どのような対策が必要と考えているのか伺います。

### ○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

相談支援機関が求める取組についてでございますが、相談支援機関は、高齢者や障がい者を支える相談窓口として、ケアを必要とされているご本人やそのご家族の相談に応じておりまして、こうした支援機関からも、ケアラーご本人のための相談窓口の設置や、ケアラー支援に向けた関係機関による地域ネットワークづくりを求める御意見がありましたことにつきましては、大変重要な課題であると認識をしております。

このため、まずは、研修会の開催などを通じて、身近でケアラーの方々のご相談に応じている相談支援機関やサービス事業所の相談員、ケアマネジャーに対しまして、ケアラーの存在と抱えておられる悩みに対する認知度の向上や支援のための対応力向上を図り、ケアラーの方からのご相談に的確に応じることができるよう取り組む必要があると考えております。

さらには、各市町村におけます相談窓口のあり方とともに、ケアラーをみんなで支え応援するための幅広い関係機関によるネットワークづくりの進め方などにつきまして、有識者会議からも御意見をいただきながら、相談支援体制の構築など、実効性の

ある施策を検討してまいる考えでございます。

### ○赤根広介委員

次にヤングケアラーについてであります。この実態調査に関わって、道では多くの回答をいただけるように、回答者に過度な負担をかけないことに留意するとともに、ウェブ方式以外の効果的な方法についても有識者から意見を頂き検討するとしていたわけであり。どのような手法で調査を実施したのか、また、回収率は約22%で、国の実態調査と比較するとかなり高くなっており協力いただいた生徒たちには感謝を申し上げるところであります。一方でより実態に即した結果を得るためには十分とは言い難いのではないかと考えるわけであり。この回収率についてどのように認識しているか併せて伺います。

### ○自立支援担当課長

調査手法などについてでございますが、今回の調査実施に当たりましては、道議会での御議論に加え、有識者会議のご意見を踏まえて、子どもたちの負担軽減を図るため、設問数を国の調査よりも絞り込んだほか、内容につきましても子どもたちが回答しやすい表現となるよう留意したところでございます。

また、調査方法につきましては有識者会議からのご意見を踏まえ、できるだけ多くの子ども達が容易に回答できることや、回りの目を気にせず気軽に意見を記載できること、短期間で速やかに集計可能であることなどを勘案して、道教委とも協議の上、道のウェブサイトを活用した調査としたものでございます。

生徒全体の回収率は国の約8%を上回ったほか、学校で約80%、スクールソーシャルワーカーで63%であったことから、有識者会議からもこうした結果について評価いただいております。道といたしましても、短期間に多くの関係者からの協力を得ることができ、実態把握に関して一定程度成果があったものと考えております。

### ○赤根広介委員

調査では、ヤングケアラーという言葉の認知度について「内容を知っている」との回答が1割前後で、「支援してほしいこと」は「特にない」が最も高くなっております。調査結果を踏まえ、ヤングケアラーの置かれた状況についてどのような課題認識を持ち、どのような対策が必要と考えているのか伺います。

## ○自立支援担当課長

ヤングケアラーの課題と今後の対応についてでございますが、今回の調査で、ヤングケアラーの割合は、中学2年生で3.9%、全日制高校2年生で3.0%であり、こうした生徒からは、学校生活への影響について、「特にない」との回答が大部分を占めていましたが、中には、自分の自由になる時間がないこと、友人と遊べないこと、勉強する時間がとれないことなどの回答も2割程度あったところでございます。

また、ヤングケアラーの認知度も、国の調査結果より高いものの、「聞いたことはない」とする生徒も7割近い状況にありますことや、誰にも相談した経験がない生徒も数多くおられることから、今後、ヤングケアラーへの道民全体の認知度を向上させるとともに、それぞれの事情に即した相談対応や学習支援など、着手可能なものは早急に取り組を進めていくことが必要と考えております。

## ○赤根広介委員

着手可能なものは早急に取り組を進めていくということではありますが、先の議会議論におきまして、この実態調査と並行いたしまして、例えば北海道母子寡婦福祉連合会などの関係団体や大学の協力をいただきながらヤングケアラーと年代の近い学生に同じ世代としての問題意識を聞く場を設けることや、効果的な啓発活動について提案を募集するなどの取組を進める考えを示しております。こうした取組の状況について伺います。

## ○自立支援担当課長

具体的な取組についてでございますが、実態調査と並行しまして、各市町村福祉部局や地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関などの相談支援機関、民生委員児童委員協議会、子どもの居場所などに対し、ケアラー・ヤングケアラーに関するリーフレットを配布したほか、有識者会議における議論の状況や実態調査の結果、条例制定に向けた道議会の皆様方との御議論の状況を道のホームページにより公表し、道民の皆様の関心を高める取組を進めているところでございます。

さらに、ヤングケアラーと年代の近い学生に対し、同じ世代としての問題意識や効果的な普及啓発、広報などに関する意見交換を実施しているところでありまして、今後も同様の取組を継続的に行っていくこととしております。

また、北海道母子寡婦連合会等関係団体と協力いたしまして、ひとり親世帯の状況調査を行う中で、ヤングケアラーに関連した項目も設定したところであります。

結果については現在精査中でございますが、今後関係団体との意見交換や当事者からのヒアリングを検討しているところでございます。

## ○赤根広介委員

しっかり取り組まれているということでございますので、またそうした結果が対策に反映できるよう引き続きご尽力いただきたいと思います。

今回、初めて実態調査を行ったわけですが、このヤングケアラーの認知度を高めるとともに、より正確な実態把握に努め、支援を必要とする児童生徒に必要な支援が行き届くよう、継続して対策強化を図るためには、私としては次年度以降も実態調査の実施をしていくべきと考えるわけであります。

調査の回収率を向上させ、より実態に即した調査結果を得るためにはどのような改善が必要と考えているのか伺います。

また、次年度以降のケアラーの実態調査についてどのように対応するのか併せて伺います。

## ○子ども未来推進局長

次年度以降の調査についてでございますが、国では、来年度からの3年間をヤングケアラー支援の集中取組期間に設定をいたしまして、様々な対策を重点的に進めていくこととしております。

来年度予算の概算要求の中では、自治体によります実態調査や家事の支援、コーディネーターの配置やピアサポートなど、先進的な取組への支援が盛り込まれているものと承知しております。

今回、ヤングケアラーに関する調査につきましては、中学2年生及び高校2年生を対象に実施いたしました。子どもの年齢に応じて、ケアの状況に相違も見られましたことから、今後、有効な支援策を講じていく上では、子どもたちが置かれている背景や社会情勢の変化を踏まえて実態を把握していくことも有用と考えております。

一方で、現在、国のプロジェクトチームでは、小学生及び大学生への調査を検討しているとの報道もありますほか、札幌市でも独自の調査を実施される予定でありますので、こうした動向や国の来年度予算の事業内容についても情報収集しますとともに、有識者会議からもご意見を伺いながら、今後の実態把握のあり方を検討してまいります。

## ○赤根広介委員

このケアラーの支援については、道としては、関係部局、そして教育委員会との関連施策を体系的に整理した上で、有識者会議で検討した方策も含め、計画的な展開を図る考えを示しております。つまりは実効性のある支援計画や支援のためのガイドラインを策定するものと考えますが見解を伺います。

## ○高齢者支援局長

実効性のある施策の展開についてでございますが、今回の調査からは、ケアラーの皆様が抱えている悩みや不安が、ケアの対象者や続柄、ご自身の年齢、お仕事や学校、家庭環境などによりまして大きく異なっていたところであり、こうした方々の悩みやお気持ちに寄り添い、支援する上では、高齢者や障がい者施策、児童福祉、生活支援など多岐にわたる施策や公的サービスが一体になって、ひとりひとりのケアラーを支えていくことが不可欠であり、体系的に施策を整理する必要があると認識いたしております。

このため、まずは道民の皆様全体のケアラーに対します共通理解を深めていただき、支援や応援する機運の醸成を図った上で、市町村や医療、福祉、教育関係者などが一体となり、ケアラー支援に取り組めるよう、今後は、庁内に設置している連携会議を活用して、関係部局や教育委員会の施策や国の取組、さらには、今後、有識者会議で議論される支援方策などにつきまして体系的に整理を行い、ケアラー支援に関する計画的な展開を図ってまいりたいと考えてございます。

## ○赤根広介委員

今、局長から、「支援に関する計画的な展開を図ってまいりたい」という答弁、これは前回の議会議論の答弁と同様であります。今回、有識者会議で議論された「実態調査に基づく検討の方向性」、ここにおきましては、相談に応じる人の人材育成が必要ではないか、あるいは、関係機関相互の情報共有による早期発見が必要ではないか、こうした方向性が既に出されているわけでありまして。

今後、計画的に展開を図っていくということであれば、やはり現実的には、計画なくして計画的な展開というのは、私はあり得ないと考えるわけでありまして。支援の計画の策定について再度、所見を伺います。

## ○高齢者支援局長

ケアラーを支援するための計画についてでございますが、ケアラーの皆様にとって実効性のある取組を進めるためには、関係部局や教育委員会が既に取り組んでいる関連施策に加えて、現在、国が検討中の取組、今後、有識者会議で議論される支援方策などを含めた様々な施策やサービスなどを、提供側からではなく、ケアラーの皆様からの視点に立ちまして、体系的に整理した上で、計画的に取り組む必要があると考えているところでございます。

## ○赤根広介委員

もう一步頑張って答弁してほしいのですが、これはまた、条例制定と併せて、今後、引き続き議論していきたいと思えます。

この条例制定については、令和4年の4月から施行する考えを表明されております。その制定にあたり、道民の理解が深まり、意識を高めていけるよう制定に向けたプロセスも共有できるように取り組むということですが、具体的にどのような手法でプロセスの共有を図り、条例制定に取り組むのか伺います。

## ○少子高齢化対策監

条例制定の取組についてでございますが、道といたしましては、ケアラーの方々に対する道民の皆様全体の認知度を高めることが重要であると認識をしております、その手立ての一つとして、有識者会議における議論の内容や今回の実態調査の結果、さらには、道議会における御議論の状況を道のホームページを活用し、広く情報発信を行っておりますほか、市町村や相談支援機関に対しては調査結果を直接送付し、業務の参考としてもらうなど、ケアラー支援に関する理解の底上げを行っているところでございます。

今後は、道内21圏域に設置をいたします高齢者保健福祉圏域連絡協議会など、各地域にも調査結果を提供し、条例制定に向けたプロセスを共有するなどして、より積極的に認知度の向上に努めることとしているところでございます。

また、作業中の条例につきましては、今後、パブリックコメントのほか、有識者会議、市町村や関係団体などとも更に議論を重ねながら幅広く御意見をいただくこととしており、こうした取組を通じて、オール北海道でケアラーとそこご家族に優しい地域社会の実現に向けて、実効性のある条例となるよう進めてまいります。

## ○赤根広介委員

今、監から非常に御丁寧に、様々な関係機関とプロセスを共有しながら条例制定に取り組むというお考えが示されましたが、私は今回、このケアラーに関して実態調査等を見たときに、条例制定に当たって重要なのは、やはりケアラーの当事者の皆さんの思い、あるいは希望、そういった御意見を、この条例にいかに反映をしていくか、そういう視点が求められているのだというふうに思えます。

是非、当事者の皆さんの意見を丁寧に拾い上げて、条例に反映していただきたいと思えますが、その点、最後にお伺いをいたしまして、質問を終わります。

## ○少子高齢化対策監

条例制定についてでございますが、道といたしましては、ケアラーの皆様が望んでいる支援など、ご自身の声を伺い、今後の取組に反映させるため、今般、実態調査を実施したところでございます。

また、今後、条例制定に向けた作業におきましても、有識者会議に参画をいただいておりますケアラー連盟などの当事者団体を通じまして、道が取り組むべき事項など、幅広く御意見を伺っていきますほか、地域包括支援センターをはじめとする相談支援機関のご協力もいただきながら、より多くの方々から御意見を伺い、ケアラーの皆様のニーズに沿った必要な対策を議論するなどして、実効性のある条例を目指して、ケアラーとそのご家族に優しい地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。